

森林、林業の活性化に必要な安定的財源の確保及び山村振興対策の充実を求める意見書

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化防止など公益的機能を有している。それら多くは戦後に造林したスギやヒノキなどの人工林であり、本格的な伐採期を迎えつつある。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林の機能に対しても、国民の関心と期待がますます高まっている。

しかしながら、森林、林業、木材産業を取り巻く環境は依然として厳しく、林業採算性の低下等から、必要な施業が行われず、公益的機能発揮にも支障を来すことが危惧されている。

このような中、林業の成長産業化、山村の活性化に向けた取り組みの推進による適切な維持管理が重要であり、そのため森林等の保全、山村における産業、生活の整備を促進し、定住化を促すとともに、地域の中小企業者に対する支援等を行う必要がある。

また、地球温暖化の防止を図るためには、森林整備や維持管理などの森林吸収源対策を着実に推進する必要がある。しかし、平成24年度に導入された「地球温暖化対策のための税」の用途は、森林吸収源対策には全く充てることが出来ない仕組みとなっている。

よって、森林、林業の活性化に必要な安定的財源を確保するため、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地域振興、山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大、改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。
2. 地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため「地球温暖化対

策のための税」の使途に、森林吸収源を追加するなど、森林整備等のための安定財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月28日

大分県中津市議会